

2025年1月1日～2025年12月1日補償開始

2025年1月版 **組合員専用**

傷害一時金プラン専用

新コープのケガ保険

(団体総合生活保険)

健康診査なし

年齢制限なし

団体割引
30%
適用

※この商品は損害保険であり、
共済ではありません。

webからの
加入はこちら!



もしものケガにも、1日以上の入通院で保険金をご請求いただけます。

傷害一時金プラン **すべての年齢の方**がご加入いただけます。**65歳未満の方は入通院日額プラン**もごございます。

補償内容		個人賠償責任なし	個人賠償責任あり
		月払保険料 740円	月払保険料 900円
傷害補償*	傷 害 一 時 金	1日以上 5日以上	治療給付金(一律) 20,000円 入通院給付金(部位・症状に応じて) 2万円～20万円
	死 亡		85万円
	後遺障害	後遺障害の程度に応じ	35.7万円～85万円
個人賠償責任(免責金額:0円)		なし	最高 3億円 (日本国外:1億円)

重複して支払われません

ご本人と
そのご家族を
まとめて補償

*「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方(被保険者)が、医師等による治療を必要とするケガをした場合に保険金をお支払いします。

傷害一時金プラン とは…

- 事故の発生日から180日以内に、**1日以上**の通院・入院(治療)をした際に**一時金をお支払いする補償**です。
- 5日以上**の通院・入院をした際は、**部位と症状に応じて 定めた保険金をお支払い**します。

「傷害一時金プラン」の保険金のお支払いについて

傷害一時金プラン	ケガの部位と症状	治療給付金(一律)						
		①骨折・脱臼・神経損傷・神経断裂(手指・足指・歯を除く)	②上肢・下肢(手指足指を除く)の腱・筋・靭帯の断裂	③上肢・下肢(手指足指を除く)の欠損・切断	④眼球の内出血・血腫・破裂	⑤脳挫傷・脳挫創等の脳損傷、頭蓋内血腫(頭蓋内出血を含みます)	⑥頭蓋損傷、脊髄損傷、胸部腹部臓器等の破裂・損傷	⑦左記以外
入院または通院が5日以上の場合、傷害一時金払入通院給付金(2万円)の1倍、3倍、5倍または10倍の保険金をお支払いします。ただし、 傷害一時金払治療給付金と重複して支払われません。	保険金額	6万円	6万円	10万円	10万円	20万円	20万円	2万円

個人賠償責任	日本国内外を問わず、日常生活の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことで、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。また、日本国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)*を日本国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合も保険金をお支払いします。 ※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。 *1 携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は、受託品に含まれません。
	保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

保険の対象となる方(被保険者)の範囲

傷害補償	保険の対象となる方(被保険者)本人*1	ご本人*1の家族*2
○	○	—
個人賠償責任	○	○

*5 これまでに婚姻歴がないことをいいます。
*6 配偶者の定義は次の通りです。
法律上の配偶者のほか、①婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および②戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。ただし、①および②については、以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。(「約」とは異なります。)
a.婚姻意思を有すること(戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。)。 b.同居により夫婦同様の共同生活を営んでいること。

株式会社タクス 営業時間9:30～17:00(土日休業)

お問い合わせ先 取扱代理店 **0120-66-5525**

●非幹事保険会社：共栄火災海上保険株式会社/三井住友海上火災保険株式会社/損害保険ジャパン株式会社

詳しくは **中面** をご覧ください▶

●代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務 **(注意喚起情報)** を行っております。したがって、取扱代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。

- 加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、本パンフレットおよび加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管ください。ご不明な点がありましたら、取扱代理店までご連絡ください。なお、本パンフレットにはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してください。
- ご契約が共同保険契約であるため、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、後記(共同保険引受保険会社について)をご確認ください。
- 2006年12月末をもって損害保険料控除が廃止されたことから、この保険の保険料は控除対象外となります。

- 5.事故が起こったとき**
 - 事故が発生した場合には、直ちに「コープのケガ保険事故受付センター」までご連絡ください。(連絡先は加入者票同封の案内チラシをご覧ください。)
 - 賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず東京海上日動とご相談いただきながらおすすめてください。
 - 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、次の①～④の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
 - ①印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方(被保険者)、保険金の受取人であることを確認するための書類
 - ②東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度や治療内容および治療期間等を証明する、保険の対象となる方(被保険者)以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等
 - ③他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類
 - ④東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
 - 保険の対象となる方(被保険者)または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方(被保険者)または保険金の受取人の代理人がいいる場合は、保険の対象となる方(被保険者)または保険金の受取人の配偶者*または3親等内のご親族(あわせて「ご家族」といいます。)のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方(被保険者)または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明ください。
*8 法律上の配偶者に限ります。
 - 保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。
 - 損害が生じたことにより保険の対象となる方(被保険者)等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。
 - 賠償責任に関する補償において、保険の対象となる方(被保険者)が賠償責任保険金等を請求できるのは、費用保険金を除き、次の①～③の場合に限られます。
 - ①保険の対象となる方(被保険者)が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
 - ②相手方が保険の対象となる方(被保険者)への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
 - ③保険の対象となる方(被保険者)の指図に基づき、東京海上日動から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

東京海上日動火災保険株式会社
保険の内容に関するご意見・ご相談等は取扱代理店にて承ります。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

東京海上日動は、保険業法に基づき金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動との間で問題を解決できない場合は、同協会に解決の申し立てを行うことができます。
詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(www.sonpo.or.jp)

0570-022808 (通話料有) IP電話からは**03-4332-5241**をご利用ください。
受付時間:平日午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

注意喚起情報

(共同保険引受保険会社・引受割合について)
東京海上日動火災保険株式会社(幹事) 74.0% 共栄火災海上保険株式会社 14.0%
三井住友海上火災保険株式会社 7.5% 損害保険ジャパン株式会社 4.5%

本パンフレットはご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、保険契約者である日本コープ共済生活協同組合連合会にお渡しいたしております「団体総合生活保険普通保険約款および特約」に記載しています。必要に応じて、代理店までご請求いただくか、東京海上日動のホームページに記載の団体総合生活保険約款にてご確認ください。
(HP)www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/yakkan.html

ご加入内容確認事項(意向確認事項)
本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致したものであること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しく記入をいただいていることをご確認させていただきます。なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、取扱代理店までお問い合わせください。

- 1.保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。**
 - 保険金をお支払いする主な場合 保険金額、免責金額(自己負担額)
 - 保険期間 保険料・保険料払込方法
 - 保険の対象となる方(被保険者)
- 2.加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。**
 - 加入依頼書の「他の保険契約等」欄の正しい告知
- 3.重要事項説明書の内容についてご確認くださいませましたか?**
 - 特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務」、「補償の重複に関するご注意*1」
*1 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種の「ご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。」

【サービスのご案内】

「日頃の様々な悩み」から「もしものときまでバックアップ!」
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

- **メディカルアシスト**
- **緊急医療相談**
- **医療機関案内**
- **予約制専門医相談**
- **がん専用相談窓口**
- **転院・患者移送手配**
- **電話介護相談**
- **各種サービス優待紹介**
- **インターネット介護情報サービス**
- **法律・税務相談**
- **社会保険に関する相談**
- **暮らしの情報提供**

2.ご加入の取消し・無効・重大事由による解除
●傷害補償で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方(被保険者)とするご加入について、死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合、その保険の対象となる方(被保険者)の同意を得なかったときは、ご加入は無効となります。
●ご契約者、保険の対象となる方(被保険者)または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当する者認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。
●その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3.保険会社破綻時の取扱い等 (注意喚起情報)
●引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
●引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。

4.その他ご加入に関するご注意事項
●新コープのケガ保険の加入限度は、保険の対象となる方(被保険者)1名につき1コース加入です。

- **サービス利用のフリーダイヤル番号は、ご加入後にお届けする加入者票同封の案内チラシをご覧ください。**
 - ご加入者および保険の対象となる方(被保険者)とそのご親族からの直接の相談に限ります。(親族:配偶者・6親等以内の血族・3親等以内の姻族)
 - サービスの内容は変更・中止となる場合があります。また、一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。

この保険は、日本コープ共済生活協同組合連合会を保険契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方(被保険者)とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として日本コープ共済生活協同組合連合会が有します。

2024年8月作成 24T-000734

- **保険料の一括払込みが必要な場合 (注意喚起情報)**
ご加入者が次の事由に該当した場合、満期日(1月1日)までの未払込保険料を所定の期日までに一括して払込みいただくことで、満期までご契約を存続することができます。
 - ①生協脱退等により、組合員でなくなった場合
 - ②保険料*が、毎月の口座振替日の翌月末まで払込みいただけなかった場合 等※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生した場合、その後、保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。
ただし、保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただきます。ご契約を解除させていただきますことがありますのでご注意ください。
*6ご加入者が加入された、保険の対象となる方(被保険者)のすべての補償に関わる保険料をいいます(加入内容変更による変更保険料だけでなく、従来よりご加入の保険料も含まれます。)

7.満期返れい金・契約者配当金 (契約概要)
新コープのケガ保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

III ご加入時におけるご注意事項

- 1.告知義務 (注意喚起情報)**
●加入依頼書等に★マークが付された「他の保険契約等」の項目は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(取扱代理店には、告知受領権があります。)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
●他の保険契約等とは、身体のケガを補償する損害保険契約・生命保険契約・共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、ご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお受けができない場合があります。
- 2.ケーリングオフ (注意喚起情報)**
新コープのケガ保険は、ケーリングオフの対象外です。
- 3.死亡保険金受取人 (注意喚起情報)**
傷害補償の死亡保険金は、原則として法定相続人にお支払いします。
死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、必ず保険の対象となる方(被保険者)の同意を得てください。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。
死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方(被保険者)のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明ください。
死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、取扱代理店までお申し出ください。

IV ご加入後におけるご注意事項

- 1.ご加入後の変更・解約 (約款概要 (注意喚起情報)**
●ご加入後、次の変更が生じる場合は、変更日より前に取扱代理店にご連絡ください。
 - ①組合員(ご加入者)の住所や氏名が変更となる場合
 - ②保険の対象となる方(被保険者)の住所や氏名が変更となる場合●ご加入後、新コープのケガ保険を解約される場合は、取扱代理店にご連絡ください。満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなる場合があります。ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還または未払保険料を解約日以降に請求することがあります。返還または請求する保険料の額は、解約理由により異なります。返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から、始期日から解約日までの既に経過した期間に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。解約のご連絡から保険料の口座振替が停止されるまでの期間*が必要となります。
*7 解約される場合の書類のご提出締切日(書類受付日)と補償の終了日および最終の保険料口座振替日は、ご加入の生協により異なります。また、この保険商品の解約日は、毎月1日となりますが、保険料は解約日の属する月の所定の日が最終振替日となります。
※最終振替日に口座振替できなかった場合には、翌月に再度保険料を口座振替します。(例:毎月27日が口座振替日で6月1日解約の場合。
※6月27日に口座振替できなかった場合には、7月27日に保険料を口座振替します。)
- 新コープのケガ保険は、生協の組合員とそのご家族のための保険です。組合員(ご加入者)が現在ご加入の生協を脱退(転居含む)等により組合員資格を喪失したときは、保険の解約手続きが必要となります。なお、保険期間の終了時までには補償を継続することができます。ご加入のケガ保険は、取扱代理店までお問い合わせください。

- 2.保険の対象となる方(被保険者)からのお申し出による解約 (注意喚起情報)**
傷害補償においては、保険の対象となる方(被保険者)からのお申し出により、その保険の対象となる方(被保険者)に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、取扱代理店までお問い合わせください。また、本内容については、保険の対象となるご家族の皆様にご説明ください。
- 3.満期を迎えるとき (契約概要)**
 - **自動更新**
保険期間は毎年1月1日午後4時から翌年の1月1日午後4時までの1年間となります。また、特段のお申し出をされない限り、毎年自動的に更新されます。
 - **保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合**
保険金請求状況等によっては、**次回以降の更新をお断りさせていただいたり、補償内容を制限させていただくことがあります。**
補償内容を改定した場合、更新後の補償内容等は変更されることがあります。東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の内容とは異なる補償内容で更新されることや更新を行えないことがあります。
 - **更新のご案内記載の内容**
更新のご案内に記載している組合員(ご加入者)の氏名(ふりがな)、組合員番号、補償内容等についてご確認いただき、変更がある場合は、取扱代理店までお問い合わせください。
 - **保険金請求忘れのご確認**
更新してご加入いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認ください。ご請求はスマートフォンからも可能です。ご不明な点がございましたら、取扱代理店までご連絡ください。
 - **ご加入内容を変更されている場合**
ご加入内容を変更されている場合、お手元に戻る更新のご案内等には反映されていない場合があります。なお、自動更新される場合、ご契約はこの更新のご案内等へ記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

V その他ご留意いただきたいこと

- 1.個人情報取扱い (注意喚起情報)**
 - 保険契約者である日本コープ共済生活協同組合連合会は、引受保険会社(東京海上日動火災保険株式会社、共栄火災海上保険株式会社、三井住友海上火災保険株式会社、損害保険ジャパン株式会社)に対し、本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報(過去に取得したものを含みます。)、を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。
 - ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
 - ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
 - ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
 - ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等へ提供すること
 - ⑤債権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
 - ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方(被保険者)の保険金請求情報等(過去の情報を含みます。)、をご契約者およびご加入者に対して提供すること個人情報全般に関する詳細内容は、引受保険会社各社のホームページをご確認ください。
東京海上日動火災保険株式会社 www.tokiomarine-nichido.co.jp
共栄火災海上火災保険株式会社 www.kyoaisokai.co.jp
三井住友海上火災保険株式会社 www.mitsui-sumitomo.com
損害保険ジャパン株式会社 www.sompo-japan.co.jp
 - 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故致致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際に同一の保険の対象となる方(被保険者)または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には使いません。
 - 保険契約者である日本コープ共済生活協同組合連合会は、ご加入の生協に対し、本契約に関する個人情報を提供します。ご加入の生協は、本契約に関する個人情報(過去に取得したものを含みます。)、を、共済事業、利用事業、店舗事業、宅配事業、福祉事業等の運営や商品、サービスの案内・提供など、それぞれの個人情報保護方針に従って利用します。個人情報全般に関する詳細内容は、日本コープ共済生活協同組合連合会およびご加入の生協のホームページをご確認ください。
日本コープ共済生活協同組合連合会 coopkyosai.coop
- 2.ご加入の取消し・無効・重大事由による解除**
●傷害補償で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方(被保険者)とするご加入について、死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合、その保険の対象となる方(被保険者)の同意を得なかったときは、ご加入は無効となります。
●ご契約者、保険の対象となる方(被保険者)または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当する者認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。
●その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。
- 3.保険会社破綻時の取扱い等 (注意喚起情報)**
●引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
●引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。
- 4.その他ご加入に関するご注意事項**
●新コープのケガ保険の加入限度は、保険の対象となる方(被保険者)1名につき1コース加入です。